

ETC・保証預託について

組合の携わるETCカードはお申込みに関して保証預託が前提になっております

保証預託が前提になる要因

- 組合が携わるETCカードは、それぞれのカードにより高速道路株式会社や提携クレジット会社に組合が支払の保全をすることにより、カード発行が可能となっております。
 - ① ETCコーポレートカードの利用において、高速道路株式会社(NEXCO)に対して、月利用額の約3ヶ月に相当する保証金を納める規約があります。
 - ② ETC法人カードの場合も同様に提携クレジット会社に対して、約3ヶ月間に相当する支払の保全をする必要があります。

どうして保証預託が必要なのか

- 組合が携わるETCカードは、ユーザーのお支払いは利用月の翌々月となっております。
ユーザーにカード代金の支払不能が生じた時、組合はカード発行元に支払い保全の契約をしており、不能分の立替え払いをしていきます。
組合が負っている危険負担を未然に防ぐため、ユーザーである組合員様に、平均利用月額の3ヶ月分の保証預託をお願いしております。(支払い不能が発生しますと組合は約3か月利用分の危険負担が発生します)

保証預託の方法の決定・・・それぞれの申請会社で異なります。

- 申請会社の信用機関での評価や組合審査により、各々の会社に対し下記方法の中から決定します。
- 保証預託の方法:
 - 1. 分割積立
 - 2. 一部先納+分割積立
 - 3. 一括納入
 - 4. 銀行保証
- 1. 分割積立の積立額は月利用額の10%を基本とします。
- 2. 一部先納+分割積立の場合、先納額は1ヶ月利用分とし、積立額は月利用額10%を基本とします。
- 3. 一括納入の場合は月利用額の3か月分を納入していただきます。
*一部先納、あるいは一括納入の指定を受けた場合は利用月額がわかる書類の提示をお願い致します。
- 4. 銀行保証を希望される会社・団体は申し出により銀行保証の用紙を送付します。
*金融機関に保証料が必要となり1年に一度の更新が必要です。銀行保証は利用金額が多い場合に選択いただけます。

保証預託の納入時期について

- 分割積立は請求書中に利用額と一緒に記載され振替になります。
- 銀行保証書の場合はカード申請時にお預かりします。
- 一部・一括の先納分がある場合は、カード発行時に振込に関してご連絡致しますので振込をお願いします。

保証預託は預り金扱いです

- 保証預託は預り金扱いですので、解約時に全額返金致します。

保証預託の免除について

- 公的機関やそれに準ずる機関(役所及びその出先機関・学校法人・医療法人・福祉関係一部・他に組合が認める団体)は、基本的に保証預託の必要はありません。

新設会社について

- 新設会社の保証預託は2. 一部先納+分割積立、あるいは3. 一括納入 どちらかを組合が決定します。

利用があまりない会社について

- 低利用会社の保証預託額は最低5万円とします(3か月利用分で5万円以下の場合は5万円を先納)